

## 令和3年度東川町高齢者住宅新築支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、満65歳以上の高齢者住宅の新築を行う場合に、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、高齢者が安全で安心して暮らせる住まいづくりを図ることを目的とする。なお、東川町高齢者住宅新築支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に当たっては、東川町補助金等交付規則(昭和58年4月1日規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者住宅 交付申請時に満65歳以上の者が自ら建設し、居住している住宅をいう。
- (2) 新築 建設物のない敷地に高齢者住宅を建設することをいう。

### (補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、東川町内において、次に掲げる要件を備えた高齢者住宅を新築することに係る経費とする。

- (1) 対象となる戸建専用住宅の床面積は、北海道住生活基本計画に定める一般型誘導居住面積水準の57.4㎡以上であること。
- (2) 自己の居住の用に供されていること。
- (3) 東川風住宅設計指針に定める審査基準に合致していること。ただし、東川町都市計画で定める商業地域においては、この限りでない。
- (4) 新築後1年以内に入居すること。
- (5) 建築基準法、その他建築物に関連する法令を遵守したものであること。
- (6) その他町長が必要と認める要件。

### (補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、主に自己の居住の用に供するため、次に掲げる要件を備えた戸建専用住宅をこれから新築する者で、町長の認定を受けた者とする。ただし、国、道、東川町その他補助事業の対象となるものを除く。

- (1) 東川町に5年以上居住し、高齢者住宅を新築する者
- (2) 町税及び下水道料金等、町への納入金を完納している者
- (3) 東川町きた住まいる建設推進事業補助金及び東川町二世帯居住推進事業交付金の交付を受けていない者

### (認定申請)

第5条 前条の認定を受けようとする者は、認定申請書に必要な関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、東川町景観住宅支援事業補助金の交付を受ける場合にあつては、東川町景観住宅支援事業補助金交付要綱第5条に基づく認定申請と兼ねることができる。

- 2 町長は認定の可否について申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、認定に際し必要と認められる場合は条件を附することができる。
- 4 第2項の認定通知を受けた者で、申請内容に変更が生じた場合は、計画変更認定申請書に必要な関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、認定を受けた内容の変更届出書によるものとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、新築に係る経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)以内とし、上限額は25万円とする。ただし、町内業者が施工する場合は上限額50万円とする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助を受けようとするときは、補助金等交付申請書に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

### (交付の条件)

第9条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

### (工事完了届)

第10条 補助対象者は、補助事業の工事が完成したときは、速やかに工事完了届を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による工事完了届を受領したときは、担当職員が検査を行うものとし、検査調書を作成する。

### (実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に必要な関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第12条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。